

3 申告に必要なものは？

次の書類が必要です。

- 申告書(会場に様式の用意有り) 印鑑
 - マイナンバーを確認できる書類(右記参照)
 - 給与所得、公的年金等の源泉徴収票または事業主の支払証明書
 - 事業または不動産所得がある場合は、収支内訳書
 - 国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの納付額証明書
 - 社会保険料控除を受ける人は、納付額が分かる次の書類
 - 現金納付・口座振替の人
 - …1月下旬に市が送付する納付額を証明する書類
 - 年金天引きの人 …年金の源泉徴収票
 - 障害者控除を受ける人は、身体障害者手帳・療育手帳・障害者控除対象者認定書など
- <次の2つは併用できません>
- 医療費控除を受ける人は、医療費等の明細書*(会場に様式の用意有り)
 - セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける人は、セルフメディケーション税制の明細書*および前年中に行った健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診等の証明書類(写し可)

※今回の申告までは、明細書を医療費等の領収書で代用することができます。

マイナンバー確認書類

次のいずれかが必要です。

- マイナンバーカード
- (a)～(c)のいずれか + 身分証明書(運転免許証など)
 - (a) マイナンバー通知カード
 - (b) マイナンバー記載の住民票の写し
 - (c) 住民票記載事項証明書

※扶養親族等のマイナンバーに関する書類は必要ありません。

※郵送する場合は、書類の写し(マイナンバーカードは両面)を添付してください。

農業所得を申告するときの注意

- 申告書に必ず収支内訳書を添付してください。
- 農地の賃貸による小作料収入がある場合は、農業所得と分離し、不動産所得としての申告が必要です。 ※現物支給も申告が必要です

高田税務署からのお知らせ

■問合せ…高田税務署 (☎025-523-4171)

● 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場(市民プラザ)を開設します

▶と き…2月17日⑨～3月16日⑨(土・日曜日、祝日を除く)の午前9時～午後4時

▶ところ…市民プラザ

※消費税改正等により、例年以上に会場の混雑が予想されます。

※申告会場設置期間中は、高田税務署庁舎では申告相談を行いません。

※混雑の状況により、受付を早めに締め切る場合があります。

※確定申告会場では納税はできません。金融機関(日本銀行歳入代理店)等で納めてください。

● 自宅などからも確定申告が行えます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書を作成し、そのままインターネットで提出することができます(e-Tax手続き)。

また、作成した申告書を郵送で提出することもできます。

詳しくは、問い合わせるか、ホームページをご覧ください。



国税庁ホームページ
確定申告書等作成コーナー